

(事業の目的)

第1条 医療法人一誠会が開設する、はらだ内科内視鏡健診クリニック(以下「事業所」という。)が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、事業所の医師(以下「職員」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)でも可能な限り居宅において生活を営むことができるよう、訪問し療養上必要な医学的管理・指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように指導する。
- 2 指定介護予防療養管理指導の提供に当たって、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所名称等)

第3条 事業所名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 はらだ内科内視鏡健診クリニック
- ② 所在地 旭川市1条通16丁目右7号

(職員の職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職務内容は次のとおりとする。

- ・ 医師は通院困難な利用者に対し、利用者の居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学管理に基づいて、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画策定等に必要な情報提供を行う。利用者又は家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点・介護方法等を指導及び助言する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日、8月15日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
土曜日 8時30分から12時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 通院困難利用者へ居宅訪問し計画的継続的医学管理を行う
- ② 居宅介護支援事業者その他事業者の居宅サービス計画策定等に必要な情報提供
- ③ 利用者又は家族等に対する居宅サービス利用上の留意点・介護方法等の指導・助言

(利用料等)

第7条

- 1 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導事業及び指定介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意を得る事とする。

3 料金改定があった場合は、別紙により利用者及びその家族に説明し同意を得る事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旭川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに連絡し、適切な処置を行う事とする。

(ハラスメント対策)

第10条 医療法人一誠会職場におけるハラスメントの防止に関する規定を順守する。

(身体拘束)

第11条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次にあげる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生、再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

2 事業所は、サービス提供中に、当該職員または、利用者家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ報告するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅療養管理指導(指定介護予防居宅療養管理指導)の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとし、業務継続計画を定期的に見直し必要に応じた変更を行うこととする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、はらだ内科内視鏡健診クリニックの感染対策委員会にてその対策を協議、対応指針を整備し、定期的な研修会や訓練を実施して感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。